



令和6年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

＜各サービス個別＞ 施設系サービス

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課



注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。
受講確認を行いますので、**受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日〆切）**
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、
「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日必着）



次第

1. 令和6年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）



令和6年度の運営指導における指摘事項等について



人員に関する基準

(1). サービス種別

介護保険施設、認知症対応型生活共同介護、特定施設入居者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護

(2). 項目

従業員の員数

(3). 指摘内容

指定介護老人福祉施設ごとに置くべき介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上としなければならないにも関わらず、配置していない事例が認められた。

共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としていない事例が認められた



人員に関する基準

(1). 常勤換算方法

当該事業所の従業員の勤務時間数を当該事業所勤務時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法

(2). 勤務延時間数

従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数を上限とすること。

例：月160時間勤務が規定だが、残業等で月192時間の勤務をした常勤従業者が2人いる場合 $192 \times 2 = 384$ $384 \div 160 = 2.4$ ではなく2.0

→従業員1人につき、常勤換算数の最大は1となる。



運営に関する基準

(1). サービス種別

短期入所生活介護、短期入所療養介護

(2). 項目

短期入所生活（療養）介護計画の作成

(3). 指摘内容

短期入所生活介護計画の作成に当たり、利用者の同意が得られていない事例が認められた。短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付すること。



運営に関する基準

(1). サービス種別

短期入所生活介護、短期入所療養介護

(2). 項目

短期入所生活（療養）介護計画の作成

(3). 指摘内容

4日以上連続して利用している利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない事例が認められた。

4日以上連続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活（療養）介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活（療養）介護計画を作成すること



運営に関する基準

(1). サービス種別

認知症対応型生活共同介護

(2). 項目

指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針

(3). 指摘内容

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価または運営推進会議における評価を受けてその結果を公表しなければならないにも関わらず、評価を受けていない事例が認められた。

少なくとも年に1回は評価を実施すること



運営に関する基準

(1). サービス種別

介護保険施設、認知症対応型生活共同介護、特定施設入居者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護

(2). 項目

非常災害対策

(3). 指摘内容

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているが、夜間を想定した訓練を実施していない事例が認められた。

非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めること



運営に関する基準(4)

(1). サービス種別

介護保険施設、認知症対応型生活共同介護、特定施設入居者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護

(2). 項目

利用料等の受領

(3). 指摘内容

体圧分散マットやエアマット、介助バーのリース料を利用者から徴収している事例が認められた。利用者の処遇上必要であって、かつ、ケアプランにこれらの利用が位置づけられている場合には、事業者の負担とすること。



運営に関する基準

(1). サービス種別

介護保険施設、特定施設入居者生活介護

(2). 項目

口腔衛生の管理

(3). 指摘内容

口腔衛生の管理について、口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していなかった。施設の介護職員は口腔衛生管理体制計画を作成すること。



運営に関する基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

勤務体制の確保等

(3). 指摘内容

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。必要な措置を講じること。



運営に関する基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

勤務体制の確保等

(3). 指摘内容

入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講しなければならないが、受講していない者が認められた。当該研修を受講させるために必要な措置を講ずること。



運営に関する基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

虐待の防止

(3). 指摘内容

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について、従業員等に周知徹底すること。



運営に関する基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

事故発生時の対応

(3). 指摘内容

サービス提供中の事故により利用者が医療機関を受診したにも関わらず、本市へ報告していない事例が認められた。

利用者が事故等により医療機関を受診した際には、速やかに報告を行うこと。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

介護老人福祉施設、認知症対応型生活共同介護、特定施設入居者生活介護

(2). 項目

夜間看護体制加算、看取り看護加算、等

(3). 指摘内容

利用者又はその家族等に対して、重度化した場合における対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ていない等、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。

当該加算の算定に当たっては、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

短期入所生活介護

(2). 項目

利用者に対して送迎を行う場合の加算

(3). 指摘内容

病院と事業所との間の送迎で算定している事例が認められた。

短期入所生活介護事業所の職員でないものが送迎を行ったにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

短期入所生活介護、短期入所療養介護

(2). 項目

緊急短期入所受入加算

(3). 指摘内容

緊急で受け入れたやむを得ない理由、CMの判断、受け入れ後の対応等の記録が全くないにもかかわらず算定されている事例が認められた。

短期入所生活介護の利用が予定されていたにもかかわらず算定されている事例が認められた。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

介護保険施設、認知症対応型生活共同介護

(2). 項目

初期加算

(3). 指摘内容

空所利用の短期入所生活介護を利用し日を空けることなく入所しているにもかかわらず、算定している事例が認められた。当該加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定すること。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

老人福祉施設

(2). 項目

精神科医による療養指導の加算

(3). 指摘内容

精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

高齢者虐待防止措置未実施減算

(3). 指摘内容

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置を講じていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

身体拘束廃止未実施減算について

(3). 指摘内容

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、これを実施していないなど、身体拘束廃止未実施減算が必要となる事例が認められた。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

人格尊重義務違反

(3). 指摘内容

事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、高齢者虐待を行っていた事案が見受けられた。

再発防止策を講じること。



介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)



運営に関する基準

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

認知症基礎研修

(3). 質問

現在介護現場で就労していない者や、介護に直接携わっていない者についても認知症基礎研修を受講しなければならないか。

(4). 回答

義務付けの対象外である。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

業務継続計画未策定減算

(3). 質問

業務継続計画に基づく訓練及び研修を実施していない場合、業務継続計画未実施減算の適用となるか。

(4). 回答

適用されない。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

認知症対応型共同生活介護

(2). 項目

協力医療機関連携加算、退居時情報提供加算

(3). 質問

①グループホームの短期利用の利用者は協力医療機関連携加算の対象となるか。

②グループホームの短期利用の利用者は退居時情報提供加算の対象となるか。

(4). 回答

①対象とならない

②対象とならない



報酬に関する基準

(1). サービス種別

介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設生活入居者生活介護

(2). 項目

協力医療機関連携加算

(3). 質問

協力医療機関連携加算について、「入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合」とあるが、病歴等の情報を協力医療機関と共有することに同意が得られない者に対して算定できるか。



報酬に関する基準

(4). 回答

算定可能だが、協力医療機関に対して病歴等の情報を共有することについて同意が得られない入所者であっても、当該入所者の急変時において協力医療機関による診察等が受けられるように取り組むことが必要。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

老人保健施設

(2). 項目

かかりつけ医連携薬剤調整加算

(3). 質問

入所時は算定要件「入所期間が3月を超えると見込まれていた」が、退所が早まり3月以内に退所した場合は算定可能か。

(4). 回答

算定可能。入所期間が3月を超えると見込まれる入居者であることを医師に確認、記録しておくこと。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

老人保健施設

(2). 項目

認知症短期集中リハビリテーション実施加算

(3). 質問

入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問する際、訪問する職種に限定はあるか。

(4). 回答

職種に限定はないが、居宅等の情報がリハビリテーション計画を作成する者に適切に共有することが可能な者が訪問すること。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

介護保険施設、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

(2). 項目

退所時情報提供加算、退居時情報提供加算

(3). 質問

同一医療機関に入退院を繰り返す場合も算定可能か。

(4). 回答

同一月に再入院する場合は算定できない。翌月に入院する場合においても前回入院時から利用者の状況が変わらず、提供する内容が同一の場合は算定できない。



報酬に関する基準

(1). サービス種別

介護老人福祉施設、

(2). 項目

特別通院送迎加算

(3). 質問

施設の送迎者等の使用が困難な場合、介護タクシー等外部サービスを利用した場合、加算の算定のための回数に含めてよいか。

(4). 回答

施設職員が付き添った場合に限り、算定のための回数に含めてよい。



以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認下さい。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日〆切）
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日必着）